

康明会予防リハビリテーションセンター（指定介護予防通所リハビリテーション事業所） 運 営 規 程

（事業の目的）

第1条

医療法人社団康明会が開設する指定介護予防通所リハビリテーション事業所である康明会予防リハビリテーションセンター（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、専門の職員による機能訓練を中心とした適切な介護予防、健康管理、相談などのサービスを提供する。

- 2 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 康明会予防リハビリテーションセンター
- 二 所在地 東京都日野市日野1 4 5 1 番地1 シルバービレッジ日野クリニックビル2階

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（医師 常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医 師 1名以上（常勤 診療所兼務）
医師は、指定介護予防リハビリテーション利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 三 理学療法士 1名以上
理学療法士は、指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。
- 四 看護職員 1名以上
看護職員は、指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護を行うとともに、医師の指示に基づき、検温、血圧測定等の医療行為を行う。
- 五 介護職員 2名以上
介護職員は、指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分～午後16時30分
サービス提供時間 午前8時45分～午後12時、午後13時～午後16時15分

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は、2単位60人（各単位 30人）とする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条

指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 一 リハビリテーションおよびリハビリテーションマネジメント
また、サービスの提供にあたっては、必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- 二 居宅と事業所間の送迎
- 三 健康チェック
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合の額とする。
- 3 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - 一 通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防通所リハビリテーションに要した送迎費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の送迎費は、通常の事業実施地域を越えた地点から、片道概ね1キロメートル以上の場合に、1キロメートル毎に100円とする。
 - 二 その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものについての実費相当額。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をし、支払いに同意を得ることとする。

(通常の事業の事業実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、日野市全域、八王子市の一部（長沼町）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条

利用者が指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱い要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 二 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(非常災害対策)

第10条

事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練にあたっては、地域住民の参加が得られるように努める。

(苦情処理)

第11条

管理者は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族、主治医、担当地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第13条

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(衛生管理)

第14条

事業所において感染が発生し、またはまん延しないように次のとおり措置を講じる。

- 一 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、従業者に周知徹底を図る。
- 二 感染予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、感染予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施する。

(身体拘束の禁止および虐待の防止)

第15条

事業所は、利用者への身体拘束を禁止するとともに、虐待の発生及び再発を防止するため、次のとおり措置を講じる。

- 一 身体拘束の禁止、虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 二 身体拘束の禁止、虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、身体拘束の禁止、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(ハラスメント対策)

第 16 条

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 か月以内
- 二 継続研修 年 2 回
- 三 認知症介護に係る基礎的な研修（有資格者を除く）
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団康明会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。